

手続きチェックシート

転出

高岡市から引っ越しされる方へ

転出届

市民課

あおいろ

新しい住所地にお住まいになる 14日前から 受付しています。
マイナンバーカードとスマートフォンをお持ちの方は、
オンラインでの手続きも可能です。



(転出届のオンライン手続きについて: 市HP→)

- ◆新しく住まれる住所地(市町村)での手続き◆
住み始めてから14日以内に
「**転出証明書**(またはマイナンバーカード・住基カード)」を持って、
転入届をしてください。

【届出に必要なもの】

- ・国外に転出される方をお持ちの方は、「マイナンバーカード」

関連する手続きは、
次のページです

必要な書類がそろわない場合は、
後日あらためてご来庁いただく場合
があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。
本人確認書類の提示をお願いします。

1点で
本人確認
できるもの

官公庁が発行した、顔写真付きで
身分を証明できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか ・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付き免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証 ・年金手帳
- ・介護保険被保険者証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理の方が手続きするときは・・・

- 1 代理人として来られた方について、本人確認をします。
- 2 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や
委任状等で確認させていただきます。
- 3 番号制度の対象手続きの場合は、
手続きの対象となる方のマイナンバーを提示いただきます。

「マイナンバーカード」または 「住民基本台帳カード」をお持ちの方へ

市区町村をまたいだ住所異動をしたときは、新住所地でカード
の継続利用手続きが必要です。
ただし、次の場合はカードが失効し、継続利用ができないため、
再発行となります。

- ◎ 転出予定日から30日以内に転入届を行わなかった場合
- ◎ 住み始めた日から14日以内に転入届を行わなかった場合
- ◎ 転入届をした日から90日以内に継続利用の手続きを行わ
なかった場合
- ◎ カードの有効期間が過ぎている場合
- ◎ カードの運用状況が廃止となっている場合
- ◎ カードの追記欄に余白がない場合



高岡市役所

〒933-8601
高岡市
広小路7番50号

◆市役所代表電話

0766-20-1111

◆開庁時間

午前 8時30分 ~ 午後 5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始はお休みです)

支所も可

の手続きは、伏木・戸出・中田・福岡支所でも
可能です。内側のチェックシートでご確認ください。

転出

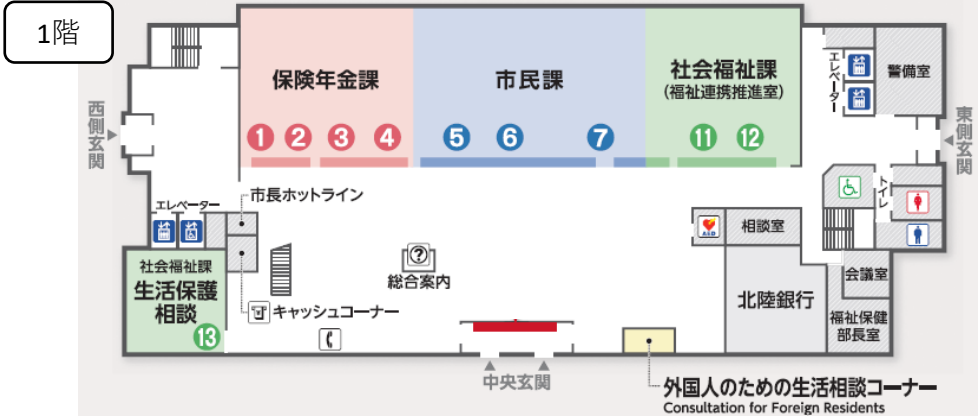
に関連するおもな手続き

本人確認書類（説明は表面）をお持ちください。
課名の下に書いてある色は、窓口看板の色です。

下記にあてはまりますか？ チェック			手続き	必要なもの	受付窓口	
住所 戸籍	国外転出される方	☐	マイナンバーカード または通知カードの 国外転出手続き	マイナンバーカードま たは通知カード	市民課 あおいろ 支所も可	1階⑥ 20-1337
	印鑑登録をされている方	☐	印鑑登録証の返却 ※転出予定日に登録 抹消されます	印鑑登録証		
	マイナンバーカードを申請 してまだ受け取られていな い方	☐	申請取消 （新住所地で再申 請）			
保険	国民健康保険に加入してい る方	☐	資格確認書（または被 保険者証）の返却（お持 ちの方） ※①修学のため転 出、②病院等施設へ 入院、③国外へ転出 のいずれかに該当す る場合はお知らせく ださい	・マイナンバーカード （お持ちでない方は本 人確認書類及びマイナ ンバーのわかるもの）	保険年金課 あかいろ 支所も可	1階①② 20-1374
	後期高齢者医療資格確認書 （または被保険者証）を 持っている方	☐	資格確認書（または 被保険者証）の返却 県外へ転出の場合 は、負担区分等証明 書の交付申請 ※返却のみ支所でも 可	・後期高齢者医療資格 確認書（または被保険 者証） ・マイナンバーカード （お持ちでない方は本 人確認書類）		1階③ 20-1481
	国民年金に加入している方 または受給中の方	☐	加入者が、国外へ転 出される場合、脱退 または任意加入手続 き ※受給者は手続き不 要	①～④のいずれかのも の ①マイナンバーカード ②通知カードと身分証 明書 ③基礎年金番号通知書 ④年金手帳		1階④ 20-1362
子ども		☐	在学中の学校から、 在学証明書及び教科 用図書給与証明書の 受取	・在学証明書等 （転出先の学校または市町 村教育委員会へ提出くだ さい）	学校教育課	5階 20-1449
	小・中学校の児童生徒がい る方	☐	（高岡市外へ転出後、転 校せずに引き続き通学す る場合） 区域外就学の手続き	学校教育課へお越し ください		
		☐	就学援助制度を利用 されている方	通学していた学校へお 問合せください		
	・0歳～13歳未満の子ども がいる方 ・中学1年生から高校1年 生相当（女子）の子どもが いる方	☐	手続き不要	※高岡市で交付した、 新生児等聴覚検査受診 票、乳児一般健康診 査受診票や予防接種予 診票は使用できなくな ります。未使用分は新住 所地で差替えが必要。	健康増進課 （保健センター） 本丸町7番25号	20-1344

下記にあてはまりますか？		チェック	手続き	必要なもの	受付窓口	
子ども	・保育園・認定こども園・幼稚園等に入園している子どもがいる方 ・幼児教育・保育の無償化の認定を受けている方	☐	退園手続き ※現在利用中の園を転出後も継続利用したい場合は、事前に転出先の市町村で手続きが必要		子ども・子育て課 オレンジ	2階⑮ 20-1377
	こども医療費受給資格証、ひとり親家庭等医療費受給資格証をお持ちの方	☐	受給資格証の返却 ※支所の場合、こども医療証のみ可	受給資格証	子ども・子育て課 オレンジ	2階⑯ 20-1381
	児童手当を受給している方	☐	必要書類の説明を受けてください	新住所地では、転出予定日の翌日から15日以内に手続きが必要です	支所も可	
	未熟児養育医療を受給している方	☐	養育医療券の返却	養育医療券	子ども・子育て課 オレンジ	
	児童扶養手当を受給している方	☐	児童扶養手当の転出手続			
	特別児童扶養手当を受給している方	☐	県外へ転出される場合は、転出手続			
産婦	・妊娠中の方 ・産後1か月以内の方	☐	手続き不要	※高岡市で交付した、妊婦健康診査受診票、産婦健康診査受診票は使用できなくなります。	健康増進課 (保健センター) 本丸町7番25号	20-1344
	妊産婦医療費受給資格証をお持ちの方	☐	受給資格証の返却	受給資格証	子ども・子育て課 オレンジ 支所も可	2階⑯ 20-1381

障がい	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	☐ 重度心身障害者等医療費受給資格証または一部負担金還付該当者証の返却（お持ちの方） ※住所変更手続きが必要な場合あり	重度心身障害者等医療費受給資格証、または一部負担金還付該当者証	社会福祉課 みどり	1階 ^⑪ 20-1369
	自立支援医療受給者証（更生・育成・精神）をお持ちの方	☐ ※住所変更手続きが必要な場合あり	医療受給者証		
	障害福祉サービスを受けている方	☐ 障害福祉サービス受給者証の返却 ※住所変更手続きが必要な場合あり	障害福祉サービス受給者証		



※ 裏面もあります

吹拔